

## 注 記 事 項

(電源利用勘定)

### I. 重要な会計方針

当事業年度より改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(令和2年3月26日改訂)並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するQ&A」(令和2年6月最終改訂)(以下、「独立行政法人会計基準等」という)を適用して、財務諸表等を作成しております。

#### 1. 減価償却の会計処理方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりです。

建 物	8	～	18 年
車 両 運 搬 具			6 年
工 具 器 具 備 品	2	～	15 年

また、特定の償却資産(独立行政法人会計基準第87第1項)の減価償却に相当する額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

#### 2. 特定の承継資産(独立行政法人会計基準第87第2項)の会計処理方法

個別法に基づく承継資産のうち、棚卸資産等に係る費用相当額については、承継資産に係る費用相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

#### 3. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### 4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手元現金及び随時引き出し可能な預金からなっております。

#### 5. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

### II. 貸借対照表注記

出資を財源に取得した資産に係るその他行政コスト累計額 △ 3,572,033円

### III. 行政コスト計算書注記

#### 1. 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	37,681,620円
自己収入等	△ 36,006,233円
法人税等及び国庫納付額	△ 35,399,276円
機会費用	268,553円
独立行政法人の業務運営に関して 国民の負担に帰せられるコスト	△ 33,455,336円

#### 2. 機会費用の計上方法

政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和3年3月末利回りを参考に0.120%で計算しております。

### IV. キャッシュ・フロー計算書注記

資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現 金 及 び 預 金	236,985,158円
定 期 預 金	- 円
資 金 期 末 残 高	<u>236,985,158円</u>

## V. 金融商品関係

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当機構は、資金運用については短期的な預金及び公社債等に限定しております。

未収債権等に係る顧客の信用リスクは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構債権管理規程等に沿ってリスク低減を図っております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。((注3)を参照のこと。)

(単位:円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	236,985,158	236,985,158	-
(2)未払金	(24,268,212)	(24,268,212)	(-)

(注1)負債に計上されているものは、( )で示しております。

(注2)金融商品の時価の算定方法等に関する事項

(1)現金及び預金、(2)未払金

これらについては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額をもって時価としております。

(注3)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

(単位:円)

区分	貸借対照表計上額
敷金・保証金(※)	121,646,356

(※)敷金・保証金については、将来のキャッシュ・フローの発生時期を適切に算定することは困難であり、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

## VI. 資産除去債務関係

当機構は、神奈川県その他の地域において、事務所等の不動産賃借契約に基づき、事務所等の退去時における原状回復に係る債務を有しております。また「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、事務所等の移転も含めた検討があり得ますが、移転時期が未定であることから、当該債務に関連する賃借資産の使用時期が明確でなく、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務は計上しておりません。

## VII. 重要な後発事象

該当事項はありません。

## VIII. その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

該当事項はありません。